

血族相続人	配偶者相続人	法定相続分	備 考
なし	あり	全て	配偶者が全て相続
子 (第1順位)	あり	1/2	配偶者
		1/2	子 ※嫡出子:非嫡出子=1対1 平成25年12月5日 民法の一部改正により、非嫡出子(婚姻外で生まれた子で、父または裁判所が認知した子)が嫡出子(正式な婚姻関係のもとに生まれた子の相続分と同等になりました。)
	なし	全て	子が全て相続
直系尊属 (第2順位)	あり	2/3	配偶者
		1/3	直系尊属
	なし	全て	直系尊属が全て
兄弟姉妹 (第3順位)	あり	3/4	配偶者
		1/4	兄弟姉妹 ※全血兄弟姉妹:半血兄弟姉妹=2対1
	なし	全て	兄弟姉妹が全て